

IV. まとめと考察

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定し、6年が経過しようとしている。我が国の障害児・者を取り巻く環境は、スポーツに限らず、多方面で大きな変化が生じている。内閣府「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(2018)では、2020年東京パラリンピックは共生社会の実現に向けて人々の心の在り方を考える絶好の機会であり、この機を逃さず、国民全体を巻き込んだ取り組みを展開するべきとしている。今まさに、共生社会の実現に向けて、国をあげて大きく前進しているところと言えらる。

当財団では、2010年度より障害者専用・優先スポーツ施設に関する調査を実施しており、2012年度、2015年度に続き、本調査は4回目となる。本報告書では、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会(以下、JPSA)の障がい者スポーツセンター協議会に加盟している26施設を含め、我が国には141の障害者専用・優先スポーツ施設があることを明らかにしている。障害者専用・優先スポーツ施設の要件として、①体育館、またはプールのいずれかを所有している②利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している(障害者の個人利用と団体利用がある)の2点を満たしている公共施設としている。2015年度調査と比較しながら、施設概要、運営状況等についての実態についてみていきたい。

1. 障害者専用・優先スポーツ施設の現状

施設の特徴

障害者専用・優先スポーツ施設の設置年をみると、141施設のうち約7割となる97施設が1990年代より以前に設置されたことになる。公共の施設であるため、限られた予算のなかで、施設の改修、耐震化など経年劣化に対応してはいるものの、施設の廃止、施設機能の移転、新設などが徐々に進んできているのも現実である。2016年度に新設された3施設のうち2施設は既存の施設分類には当てはまらず、「その他」となっている(図表2-1)。経年でみても「その他」と分類された施設は増加しており、その内訳は、総合福祉センター、地域活動支援センター、福祉交流施設、社会福祉施設などであった。今後、さらなる経年劣化が進み、新設施設が増えてくることを考慮すると、次回の調査では施設分類の再考が必要となるだろう。

障害者専用・優先スポーツ施設の付帯施設についてみると、「体育館」が86.1%と最も多かったが、約3割の施設に「サウンドテーブルテニス室」があることも見逃せない結果と言える(図表4-1)。主に視覚障害者が楽しむサウンドテーブルテニスは、防音・消音機能のある空間と専用の卓球台が必要となることから、一般の公共スポーツ施設で準備するのは容易ではない。2012年以降に新たに建設された5施設のうち、4施設で防音・消音の「サウンドテーブルテニス室」が設置されている(残り1施設はプールのみ)。最近の傾向をみても、「サウンドテーブルテニス室」の常設は、障害者専用・優先スポーツ施設の特徴の一つと言えるかもしれない。

利用者の集計方法

障害者専用・優先スポーツ施設における利用者の集計方法は「受付で利用手続きを行った人数を集計している」が約5割、「利用施設ごとの利用者数のべ人数を集計している」が約4割と施設によって異なっていた(図表6-2)。正確な利用者数の把握をするうえでは全国共通の集計方法が必要となるが、施設分類、設置者、運営体制など各施設で事情は異なっており、共通の集計方法の導入は現実的とは言い難い。図表6-1では、障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数を2012年度から総利用者数と障害者の利用者数をそれぞれ集計しているが、利用者に

は障害者とその介助者もあり、なかには障害の区別なく集計している施設も存在していることから、本調査における利用者数は、それらの事情を勘案して、参考資料として活用していただくのが賢明であろう。

地域の障害福祉サービス

2015 年度調査では 45.2%であった障害者専用・優先スポーツ施設における放課後等デイサービス事業の利用状況が本調査では 64.2%と増加していた(図表 6-6)。障害のある子どもが通う放課後等デイサービスは 2012 年度に制度化されると、多くの事業者が参入した。児童・生徒の放課後の余暇活動の場として、障害者専用・優先スポーツ施設の活用が進んでいると推察できる。一方で、事業所の参入が相次いだ結果、ずさんな運営をしている事業所の存在も指摘されている。厚生労働省は 2018 年度、サービスの質の向上を目的に障害の程度に応じて基本報酬に差がつく仕組みへと改定し、今まで一律だった報酬を見直した。今後も障害者専用・優先スポーツ施設における放課後等デイサービスの利用状況については、引き続きの注視が必要となる。

2. 巡回スポーツ教室のレガシーと地域資源の活用

障害者専用・優先スポーツ施設が実施する事業について、障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室(出張教室)の 3 事業の実態把握につとめた。障害者スポーツ教室は、ボッチャを実施する施設が増加した。重度障害者の参加もボッチャが多かった。

障害者スポーツ大会・イベントでは、多種目の体験会や運動会が増加した一方で、種目別スポーツ大会やイベントが減少した。実施種目は、卓球、ボッチャ、水泳、アーチェリーが多かった。多様な障害者に、多様なスポーツ機会を提供する施設が増加傾向にあるとみることもできる。参加対象者を広げることで、1 回の大会・イベントへの参加者数も増加が期待でき、さらなる事業の拡大のきっかけになることを期待している施設側の意図もあると思われる。

巡回スポーツ教室(出張教室)は、多種目の体験型教室、種目別スポーツ教室ともに増加していた一方で、重度障害者の参加はどちらも減少していた。種目は、軽スポーツ、健康体操・健康ヨガが増加、ボッチャ、水泳・水中運動が減少していた。巡回スポーツ教室(出張教室)については、実施場所もたずねている。主な実施場所は、公共スポーツ施設、公民館、特別支援学校、一般校、福祉施設であった。

障害者専用・優先スポーツ施設で開催される障害者スポーツ教室は、基本的にはハード、ソフト両面での整備が進んでいるため、重度障害者の受入れも可能であり、参加者の様々なニーズに対して対応可能であると推察できる。一方で、巡回スポーツ教室(出張教室)は、施設によって設備が異なっているうえ、参加者が日常的な施設利用者でない場合も多く、障害の種類や程度などを正確に把握することが困難である。そのため、軽スポーツや健康体操・健康ヨガなど、どの施設でも実施可能で、障害の種類や程度にかかわらず、誰でも参加可能な種目に限定されがちである。重度障害者の参加が減少している1つの要因としては、対応可能なスタッフの確保が困難であることも挙げられるかもしれない。障害者専用・優先スポーツ施設が巡回スポーツ教室(出張教室)を実施するにしても、施設スタッフ数にも限りがあり、同一施設、同一地域で継続的に実施していくのは難しい。巡回スポーツ教室(出張教室)の次のステップとして、地域の特性や参加者のニーズを把握し、サークル化、もしくは開催施設を拠点化していくことを考える必要がある。そのためにも、中心となって運営するキーパーソンの存在が重要になり、意図を持った人材養成をしていかななくてはならない。現在開催している巡回スポーツ教室(出張教室)を拠点化するための種蒔きの機会と捉え、施設の運営スタッフや参加者へのノウハウの継承を試行し続けること

が求められる。

3. 障害児・者のスポーツの日常化

ネットワーク化の構築

内閣府「平成 30 年版 障害者白書」(2018)によると、我が国の身体障害児・者は約 436 万人、知的障害児・者は約 108 万人、精神障害者は 392 万人で、合計すると約 940 万人となっている。現在、JPSA 公認の障がい者スポーツ指導員は、26,038 人(2019 年 2 月 28 日現在)で、地域差はあるにせよ、障害児・者からスポーツをする際、十分に対応できる体制とマンパワーが整備されているとは言い難い。理想は、地域の障害者がスポーツをする際、いつでもどこでもスポーツができる環境を作ることである。個々人でスポーツへの障壁は異なるが、地域との関わりのなかで、既存の社会資源を活用して、当たり前前にスポーツに取り組める場(環境)づくりが重要である。図表 11-1 で示す通り、施設をハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源の 3 タイプに分けている。それぞれの位置づけは以下の通りである。

① ハブ施設

改めて、JPSA「障がい者スポーツセンター協議会」に加盟している 26 施設(以下、加盟施設)の機能について注目してみたい。本調査において、有給または有償のスポーツ指導員がいる 71 施設のうち、加盟施設の平均指導者数は 21.5 人(24 施設)、未加盟施設の平均指導者数は 3.8 人(47 施設)であった。中級および上級の障がい者スポーツ指導員がいる施設は 29 施設で、そのうち、79.3%(23 施設)が加盟施設であった。障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室(出張教室)の全てを実施しているのは 31 施設で、そのうち 71.0%が加盟施設であった。これらの結果から、加盟施設は障害の程度が軽度から重度まで、スポーツの競技性や志向に至るまで、多種多様なニーズに対応できる専門家を有している施設と言える。先進事例として紹介した東京都障害者総合スポーツセンターは、ハブ施設のモデルと言えるだろう。加盟施設がハブ機能を備えた施設としての存在価値を今以上に高めつつ、地域との密接な関係を築いていくことが重要になる。

② サテライト施設

まずは 141 施設の障害者専用・優先スポーツのなかで、前述のハブ施設を除いた 125 施設と、スポーツ庁「体育スポーツ施設現況調査」(2015 年)において、公共スポーツ施設とされる「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」(5,183 施設)と「社会教育施設」(47,536 施設)を合わせた 52,844 施設をサテライト施設とする。公共スポーツ施設における障害者の受入れについては、2015 年度に東京都オリンピック・パラリンピック準備局と公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が作成した「誰もが楽しめるスポーツ施設運営をめざして 障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(2016 年)を皮切りに、2018 年度には埼玉県が「スポーツ施設向け 障害者スポーツ受入マニュアル」(2019 年)を作成するなど、各自治体で公共スポーツ施設における障害者の受入れに目を向けるようになった。背景には、第 2 期スポーツ基本計画において、障害者差別解消法(2016 年)の趣旨に基づき、スポーツ施設管理者に対して、施設における障害者の利用促進に関する言及が後押しになったことは想像に難くない。前述のハブ施設との情報交換に加えて、後述する既存の社会資源とのネットワーク構築、情報交換など、地域の障害者スポーツ環境を整備するうえでは非常に重要な役割を担うことになる。

本調査では、障害者専用・優先スポーツ施設において、約 3 割の施設で、障害者スポーツ指

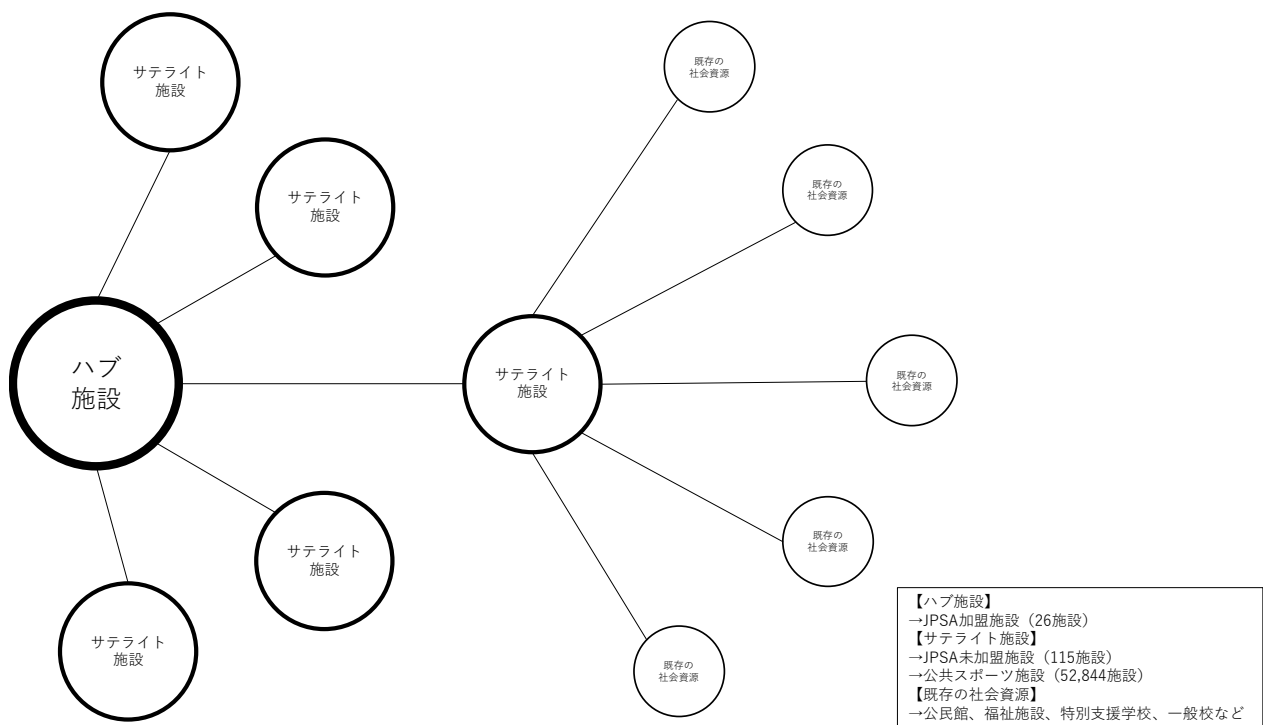
導者がいないことがわかった(図表 7-1)。指導者が常駐している施設という観点でみると拠点とはなりえないが、地域の指導者が日頃の活動場所として集うような位置づけで活用されることで、指導者が中心となった拠点とみることも可能になるであろう。

③ 既存の社会資源

前述した巡回スポーツ教室(出張教室)では、実施場所として既存の社会資源(公共スポーツ施設、公民館、支援学校、一般校、福祉施設)を活用していることがわかった(図表 8-18)。また、笹川スポーツ財団「障害児・者のスポーツライフに関する調査」(2018)において、スポーツ・レクリエーションを実施する場所として、通所介護施設、通所リハビリテーション施設、病院、自宅が多いことも明らかになっている。巡回スポーツ教室(出張教室)、いわゆる「出前教室」の継続的開催を通じて、受入先の施設スタッフと協働して運営することで、“出前”教室から”自前”教室に成熟していく支援にもつながり、既存の社会資源が障害者の居場所が変わっていくことにもなる。現場の参加者ニーズを把握し、現場主導でのサークル化、拠点化を想定した運営こそが望まれる。

既存事業や既存体制の活用、地域の福祉団体・組織とスポーツ団体・組織をつなぐ役割を担うのは、すでに地域の障害者スポーツ関連のネットワークを保有しており、障害者スポーツの専門知識を有する関係者と統括できる立場の障害者スポーツ協会が望ましい。そういった観点から、現在、当財団は 2018 年度から実践プロジェクトとして「SSF 地域スポーツイノベーター」を開始した。現在、大分県障がい者体育協会の職員として配置し、前述の既存事業・体制を活用しながら、地域の障害者スポーツ関連のネットワークを新たに構築していくことを目的として継続的に効果検証している段階にある。既存の社会資源を効率的に活用する方法のノウハウを収集して、他の地域の参考になるべく事業を進めている。

図表 11-1 ハブ施設、サテライト施設、既存の社会資源と地域との関係



継続的な運営支援

既存の社会資源をネットワーク化したあとに重要になるのが、サークルによる自主運営や現場で開催される“自前”教室を継続的に開催していくことである。JPSA「障がい者スポーツ指導員実態調査」(2019)では、指導員に依頼があった場合の協力可能性についてたずねている。条件が合えば協力可能が約7割と最も多く、協力頻度として、「年数回程度」「月1回程度」が約3割、「月2～3回程度」が約2割であった。さらに、依頼があった場合の協力費用では、「交通費等の必要経費の支給」が約6割、「交通費等の必要経費の支給と指導・スタッフ謝金の支給」が約2割であった。現場で活動するうえでは、指導員の存在は不可欠であり、継続的な活動には財政的な支援も必要となってくる。都度、ボランティアとしての関わりでは長期間の継続を望むのは難しく、現場の施設等と相談のうえ、実情に合わせたカスタマイズと受益者負担による運営を目指す方法を地域ごとで模索していく必要がある。その際の主体は、障害者スポーツ協会、障害者スポーツ指導者協議会、開催する施設の管理運営団体・組織などを中心として拠点化していくのが理想だろう。

評価制度の導入

公共スポーツ施設や地域のスポーツクラブなどで障害者の受入れを進めていくにあたっては、いくつかの方法が考えられる。下記に提案する評価制度が全て導入されるのが理想ではあるが、まずは、すでに現場で運用している公共スポーツ施設の指定要件に障害児・者の利用を具体的に明示することで、地域の障害者のスポーツ環境を整えていくことを勧めたい。

① 施設の指定管理者の要求水準

施設管理者が、スポーツの実施方法、スポーツ施設へのアクセス方法、生活上のさまざまな情報など、多様な関係者とかわりながら、障害児・者のニーズに応じて、スポーツ機会を提供する。行政の取り組みや指定管理者の施設運営の工夫などを通して、障害のない施設利用者や施設職員の障害者理解を促し、障害児・者のスポーツ環境の向上を図る。例えば、公共スポーツ施設の指定要件として、障害児・者を対象とした教室の開催、教室の指導者は初級以上の障がい者スポーツ指導員の有資格者と障害児・者の利用について具体的に明示することが挙げられる。

② 総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の活用

第2期スポーツ基本計画では、総合型地域スポーツクラブの質的充実のために、総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築し、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境整備について言及している。2020年度までに登録・認証制度を導入するために準備中である。登録基準、認証基準ともに検討中ではあるが、地域課題の解決に向けた社会的な仕組みづくりの定着に向けては、地域の障害児・者が総合型クラブでも当たり前に参加できるための基本要件として記載されることを期待したい。

③ 障害者の受入れ状況の可視化

イギリスのActivity Alliance⁷では、Inclusive Fitness Initiative(IFI)を推進している。IFIは、障害者が身体活動に楽しく取り組めるように、さらなる選択肢や機会を増やすために実施されているプログラムである。スポーツ施設で障害者がスポーツに取り組む状況を可視化するためにIFI Mark 認定制度を導入している。IFI Mark は、準備(Provisional level⁸)、登録(Registered

⁷ 旧 English Federation of Disability Sport

⁸ 障害者のニーズに応えるため、改善に向けて努力を始めた施設

level⁹）、優良(Excellent level¹⁰)の3段階に分類され、3年ごとに更新される。IFI Mark 認定制度を日本の実態にあわせて適用して、障害者の受入れ状況を施設の信頼として可視化することで、障害者の利用状況にも変化が期待できる。モデルケースとして、障害者スポーツ関係団体・組織、スポーツ施設管理団体・組織などが中心となり、日本版 IFI Mark 認定制度を導入して、継続的な改善に向けて検証していくのも一案だろう。

2020年東京大会のレガシーの本来の目的とは、障害者スポーツのイベント開催、交流、理解啓発で終わりではなく、2020年をきっかけに社会の制度や仕組みを変革して、パラダイムシフトを起こし、国民の認識、社会的構造を変えていくことである。具体的には、「障害の社会モデル¹¹」の考え方を共有し、人々の心にある障壁の除去に向けた取組「心のバリアフリー」及び物理的障壁や情報に関わる障壁の除去に向けた取組「ユニバーサルデザインの街づくり」を進めるべきとしている。まさに、障害の有無にかかわらず、すべての人が共に生きる社会に向けて大きく前進しているところである。障害者が当たり前前にスポーツ施設に行き、当たり前前に仲間とスポーツを楽しむ。そんな光景を日本のスポーツ施設で日常的にみることが、本当の意味での共生社会と言えるだろう。

⁹ よりインクルーシブな環境作りを目標に掲げ、障害者に対してより質の高いサービスを提供する施設

¹⁰ インクルーシブな環境作りを施設運営に最大限反映し、障害者に対して期待以上のサービスを提供する施設

¹¹ 障害は個人の心身機能の障壁と社会的障壁の相互作用によって創り出されるものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方